

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月7日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第1号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報政策課)</p> <p>第7条 情報政策課は、情報処理及び情報技術による政策を総合的かつ戦略的に推進するため、次の係を置く。</p> <p>(1) <u>DX推進係</u></p> <p>(2) <省略></p> <p>2 <u>DX推進係</u>においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>(6) <u>電子自治体推進に関すること。</u></p> <p>3 システム管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>(行政課)</p> <p>第10条 行政課は、行政水準の向上に係る事務管理、入札制度及び契約制度を総括するため、次の係を置く。</p> <p>(1) <u>事務管理係</u></p>	<p>(情報政策課)</p> <p>第7条 情報政策課は、情報処理及び情報技術による政策を総合的かつ戦略的に推進するため、次の係を置く。</p> <p>(1) <u>情報政策係</u></p> <p>(2) <省略></p> <p>2 <u>情報政策係</u>においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>3 システム管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>(6) <u>電子自治体推進に関すること。</u></p> <p>(行政課)</p> <p>第10条 行政課は、行政水準の向上に係る事務管理、入札制度及び契約制度を総括するため、次の係を置く。</p> <p>(1) <u>法務管理係</u></p>

(2) 法務係

(3) <省略>

2 事務管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(5)まで <省略>

(6) <省略>

(7) 情報公開及び個人情報保護に関すること（瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に関することを除く。）。

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(11) <省略>

(12) 他の所管に属しない事項に関すること。

(13) <省略>

(14) <省略>

3 法務係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(2) <省略>

2 法務管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(5)まで <省略>

(6) 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に関すること。

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) 瀬戸市行政不服審査会に関すること。

(10) 政策法務に関すること。

(11) 条例、規則等の審査及び編集に関すること。

(12) 公告式に関すること。

(13) 市議会議案の調整及び議決書等の処理に関すること。

(14) 市議会運営に係る日程等の調整に関すること。

(15) 訴訟についての総括に関すること。

(16) 瀬戸市例規審査委員会に関すること。

(17) 他の所管に属しない事項に関すること。

(18) <省略>

(19) <省略>

(20) <省略>

(21) <省略>

(22) <省略>

(1) 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に関すること。

(2) 瀬戸市行政不服審査会に関すること。

(3) 政策法務に関すること。

(4) 条例、規則等の審査及び編集に関すること。

(5) 公告式に関すること。

(6) 市議会議案の調整及び議決書等の処理に関すること。

(7) 市議会運営に係る日程等の調整に関すること。

(8) 訴訟についての総括に関すること。

(9) 瀬戸市例規審査委員会に関すること。

4 <省略>

(地域振興部に属する課)

第11条 地域振興部に次の課を置く。

(1)及び(2) <省略>

(3) 観光課

(4)及び(5) <省略>

(観光課)

第14条 観光課は、まるっとミュージアムの推進により観光を振興するため、次の係を置く。

(1) 観光係

(2) <省略>

2 観光係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)及び(2) <省略>

(3) 観光課の庶務に関すること。

3 <省略>

(国保年金課)

3 <省略>

(地域振興部に属する課)

第11条 地域振興部に次の課を置く。

(1)及び(2) <省略>

(3) まるっとミュージアム課

(4)及び(5) <省略>

(まるっとミュージアム課)

第14条 まるっとミュージアム課は、まるっとミュージアムの推進により観光を振興するため、次の係を置く。

(1) まるっとミュージアム係

(2) <省略>

2 まるっとミュージアム係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)及び(2) <省略>

(3) まるっとミュージアム課の庶務に関すること。

3 <省略>

(国保年金課)

第27条 <省略>

2 <省略>

3 保険料係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(5)まで <省略>

4及び5 <省略>

(都市整備部に属する課)

第28条 都市整備部に次の課を置く。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 用地課

(5) <省略>

(建設課)

第31条 建設課は、道路、河川、公園等の計画的な整備により、市民生活の利便性の向上を図るため、次の係を置く。

(1) <省略>

(2) <省略>

2 建設係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 市道等の新設改良等に関すること。

(2) <省略>

第27条 <省略>

2 <省略>

3 保険料係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(5)まで <省略>

(6) 国民健康保険推進員に関すること。

4及び5 <省略>

(都市整備部に属する課)

第28条 都市整備部に次の課を置く。

(1)から(3)まで <省略>

(4) <省略>

(建設課)

第31条 建設課は、道路、河川、公園等の計画的な整備により、市民生活の利便性の向上を図るため、次の係を置く。

(1) 用地係

(2) <省略>

(3) <省略>

2 用地係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 市道等の新設改良に伴う用地に関すること

(2) 河川及び排水路の新設改良に伴う用地に関すること。

(3) 国道、県道等の用地に伴う調整に関すること。

(4) 建設課の庶務に関すること。

3 建設係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 市道等の新設改良に関すること。

(2) <省略>

(3) 河川及び排水路の新設改良等に関すること

。

(4)から(6)まで <省略>

(7) 建設課の庶務に関すること。

3 <省略>

(用地課)

第33条 用地課は、道路、河川等の整備のための用地取得等により、市民生活の利便性の向上を図るため、用地係を置き、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 国道、県道等の用地に伴う調整に関すること。

(2) 市道等の新設改良等に伴う用地に関すること。

(3) 用地課の庶務に関すること。

(下水道課)

第34条 <省略>

第3章 公所

第1節 削除

(本庁の職制)

第45条 <省略>

2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
市長直轄組織	<省略>	<省略>
保育課	指導保育士	<u>上司の命を受け、全保育所の人事に関する事務を掌理する。</u>

<省略>

(3) 河川及び排水路の新設改良に関すること。

(4)から(6)まで <省略>

4 <省略>

(下水道課)

第33条 <省略>

第3章 公所

第1節 削除

第34条 削除

(本庁の職制)

第45条 <省略>

2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
市長直轄組織	<省略>	<省略>

<省略>

課	主査	上司の命を受け、特定の事務を整理する。
課	主任	係長を補佐し、及び上司が命ずる事務をつかさどる。
<省略>		

3 <省略>
(公所の職制)

第46条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
<省略>		
児童発達支援センター	室長	センター長を補佐し、及び上司の命を受け、発達支援室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
児童発達支援センター	副センター長	センター長を補佐し、及び上司の命を受け、児童発達支援センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
児童発達支援センター	園長代理	園長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
<省略>		
子ども・若者センター	センター長	上司の命を受け、子ども・若者センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
保育所(市長が別に定	統括園長	園長の職務のほか上司の命を受け、全保育所

課	主査	上司の命を受け、特定の事務を整理する。
<省略>		

3 <省略>
(公所の職制)

第46条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
<省略>		
児童発達支援センター	室長	センター長を補佐し、及び上司の命を受け、発達支援室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
児童発達支援センター	主任保育士	園長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
<省略>		
子ども・若者センター	センター長	上司の命を受け、子ども・若者センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

める保育所 (以下「統 括園」とい う。)に限 る。)		の事務を統括管理する 。			
保育所(統 括園を除く 。)	園長	上司の命を受け、保育 所の事務を掌理し、所 属の職員を指揮監督す る。	保育所	園長	上司の命を受け、保育 所の事務を掌理し、所 属の職員を指揮監督す る。
保育所	園長代理	園長を補佐し、及び上 司が命ずる事務を処理 する。	保育所	主任保育士	園長を補佐し、及び上 司が命ずる事務を処理 する。
2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表 の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄 に掲げる職を置くことができ、その職務は、そ れぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。			2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表 の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄 に掲げる職を置くことができ、その職務は、そ れぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。		
組織	職名	職務	組織	職名	職務
<省略>			<省略>		
公所	主査	上司の命を受け、特定の事 務を整理する。	公所	主査	上司の命を受け、特定の 事務を整理する。
公所	主任	上司の命を受け、特定の事 務、技術、保健業務、看護 業務、保育業務又は栄養指 導業務をつかさどる。			
<省略>			<省略>		
3 <省略>			3 <省略>		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の瀬戸市行政組織規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。